

淡窓の改号

— 「淡窓」から「荅陽」へ —

井上敏幸

要旨

豊後の日田咸宜園で漢字を教授した廣瀬淡窓（1782～1856）は、現在「淡窓」号で広く知られているが、生涯に七種の別号を用いていた。年代順に並べて示せば、亀林・淡窓・華陽・蘭窓・南梁・青谿（溪）・荅陽の七種である。前半生はもっぱら「淡窓」号をもちいたといつてよいが、後半生、五十七歳以降は主に「荅陽」号を用い、自ら記した墓碑銘にも「荅陽先生。諱建。字子基。一号淡窓」と記している。この晩年になっての「淡窓」から「荅陽」への改号には、淡窓の晩年における生き方の問題が大きくかかわっている。今は亡き恩師亀井昭陽の「龍栄」に感謝して作った「荅陽」号は、その学問と人間性のさらなる探求の指針を示すものであり、「真儒」たらんとした最晩年の淡窓を支えるものであったと考えられる。

一 「荅陽」号の出処

淡窓自撰の墓誌銘「文玄先生之碑」の冒頭が「荅陽先生。諱建。字子基。一号淡窓」と、「荅陽先生」で始められていることに注意されたのは中島市三郎氏であった。^①「淡窓は別号であつて、荅陽が本号」だったことが不問に附されて来たことに対して、問題提起をされたのである。たしかに、なぜ「荅陽」が本号のごとくに書れたかということには問われねばならないが、氏が言われる本号「荅陽」、別号「淡窓」という区別がもととあつたのではなく、単純に「淡窓」は壮年・中年期、「荅陽」は老年期・最晩年に用いられたということだつたように思う。問題があるとすれば、それはなぜ「淡窓」から「荅陽」へ改号されたのかという事由であり、それは何時であつたかという問いでなければなるまい。とはいえ、中島氏の「荅陽の出処」についての指摘には注目しなければならない。『懐旧楼筆記』巻九（以下『懐旧』九と略す）の記述から、

寛政十二年十九歳の時、頰死の大病を見舞われた亀井先生の恩寵に深く感謝し、その詩中の一句にヒントを得て、鈴嶽之南を鈴山の南、鈴陽とし、さらに荅陽と文字つて雅号としたものにちがいない。

と推量されたのであるが、これは、ほぼ正しいものであつた。『懐旧』九寛政十二年二・三月頃の記事を要約すれば、

甘木の亀井大壯塾に居た森文若が病氣の自分を見舞つてくれた。その時大壯が作った文若を送る詩は、
汝携^{なんじ}靈^{エテ}葉^ニ欲^{する}何^カ之^{いすれにゆか}一^{ント} 鈴嶽^{鈴嶽}之^之南^{高士ノ廬}
聞^{きく}説^{エテ}廉^ニ卿^ラ疾^欲漸^二病^一ト 嗟^{ああ}天^ハ有^レ厭^{コト}厭^二斯^文無^一シヤト

というものであつた。文若が帰つたあと、大壯自身が見舞に来て、実は昭陽先生が自分を見舞いたいということだ

甘木まで来られたが、仕官している者は出国できないことがわかり、私が代わりに来ました、といつて数日泊まり帰って行った。その数十日後また訪ねて来て、君に代つて詠じた作だといつて、

水ハ有ニ千年一山ハハ万年ハ 山ハ明ラカニ 水ハハウ媚ツクシタカ 傲シ春天一

昨夜帝降クニニ吾吉夢ニ 庶コいねがわクハ 能令ユクニ汝ナンシテ壽ラシテ神仙タラシメンコト

の一篇を残し去つていった。大壮は現代の有名詩人であり、かつ昭陽先生の命を受けて見舞つてくれたのである。私は寵愛されている名譽をかみしめるだけであつた。

のごとくである。氏は、「文若を送る詩」の承句「鈴嶽之南高土廬」にヒントを得、「鈴嶽之南」「鈴陽」とし、さらに「鈴陽」を「文字、つて」「荅陽」とした。「鈴嶽」を日田盆地の北鎮「鈴鹿山」とすれば、日田中心豆田町は、「鈴山の南」「鈴陽」ということになり、そこに居る「高土」は「淡窓」であり、その「廬」は、淡窓が卧している「秋風庵」であることは確論だといえる。しかし、これだけでは、充分とは言えない。「文若を送る詩」の起句中の「靈菓」の「靈」の音が、「鈴」「荅」の音に重なっていることはいままでもないが、この「鈴」「荅」の二音は、ともに菓の「靈菓」に通じていたのである。「鈴嶽」とは「彦山」のことであり、近世期は「靈仙寺」の名で知られていた。³その彦山に徐福の「菓壺」が伝わることを淡窓は自詩に「仙丹自レ古有ニ秦壺一」と詠じ、付注に「山有ニ仏舍利及徐福菓壺一」と記していた。⁴一方の「荅」は漢方菓の「甘草かんそう 大苦也」（大漢和辞典）である。生涯菓を手離すことができなかった淡窓は、改めて大壮が文若に送った詩の「靈菓」の意味、つまりその「靈菓」で天才である斯文の徒の命を救つてくれという「靈仙寺」への祈願が籠められていたのが「荅」の文字であつた。「鈴嶽之南」が日田であり、「高土」が淡窓であることはすでに述べたとおりである。再度見舞つた時に大壮が淡窓に代つて作つた七絶の転結の句にいう、「汝が寿をして神仙たらしめよという御告げ」を思い起し、また大壮を見舞に遣した師昭陽の

寵榮に報いるべく、「苓陽」の新号を撰定することとし、学問と人間修養に勤めることを誓ったのだと考えられるのである。

二 改号の年次をめぐって

廣瀬淡窓の姓・名・通称・字・号について最も簡明にまとめられているのは、長澤孝三氏編『増補漢文學者總覽』⁽⁵⁾である。本書の「廣瀬淡窓」の条から、「生地 豊後日田」「没年 安政3」「享年 75」「師名 龜井昭暲」の四項を省き、第一項「姓號」から第六項「備考」までの六項を抜き出してみると、以下に記す通り、全項に訂正・削除・追加等々の修正が必要である。第一項「姓號 廣瀬淡窓」は、『總覽』の見出しであるが、本稿では「姓」のみの項とみなすことにする。まず、第一項から第六項までの修正等の部分とその要点を示しておくことと以下のごとくである。

第一姓 廣瀬 「内山」を加える。「内山」姓は、十六歳から十七歳の九・十月頃までの約一年間前後仮に用いたもの。

第二名 簡・玄簡・建 「玄簡」を削除する。「玄簡」が通称だったことは、『懷旧』六に詳しい。

第三通称 寅(虎)之助・求馬 「玄簡」を「寅(虎)之助」と「求馬」の間に加える。

第四字 子基・廉卿 使用開始の年次より「廉卿・子基」の順に改める。

第五号 淡窓・南陽・苓陽・青溪・遠思楼主人・醒斎・咸宜園・成章舎・桂林園

「淡窓」の前に「龜林」を入れる。「南陽」および「青溪」を削除し、「淡窓」の次に「華陽」・「蘭窗」・「青谿(溪)」・「南梁」の順に書き加える。「遠思楼主人」以下「桂林園」までの六号については、

淡窓自身の雅号ではなく、建物（楼や居室）あるいは学舎・学園の呼称と判断し、第五項の「号」とは別枠のものとしておく。

第六備考 本姓内山氏、大村・府内侯賓師ノ日田ノ儒者、詩、（私諡）文玄先生

「本姓内山氏」を削除する。

以上、第一から第六まで全項に、追加ないしは削除・訂正などの修正点を示したが、以下に改めて第一から順を追ってその理由を述べ、その典拠ないしは根拠を明示することにす。

まず第一の「姓」から見ていくと、「廣瀬」の姓に問題はなく『總覽』が、第六備考で「本姓内山氏」と書いているのは、明らかに間違いである。ただし、この「内山」姓を淡窓が仮に約一年前後用いたことは事実であった。このことについては、『懐旧』六の寛政九年十六歳の条に自ら詳しく述べている。⁶ 自分は十五歳の秋より福岡の亀井塾に入ろうとしたが、福岡藩には、「旅人ノ禁」なるものがあつて藩外の者は、在塾できないことが分かり、翌年十六歳の正月、藤左仲の発案で、筑前杷木町林田の内山玄斐を二人で訪ね、淡窓の養父になってもらうことが出来た。そこで、二人は「相議」^{あいぎ}して「姓ハ内山」とし、通称は玄斐の「玄」を用いて、「玄簡」とし、「内山玄簡」と名乗ることにした。また、自分は「十五歳ニ至ツテ名字未ダ定マラズ、惟通称ヲ以テ行」つていたので、亀井昭陽の門人となるこの際、名字を定めておいた方がよいだろうということで、再度「相議」^{あいぎ}して、「名簡、字廉卿」と定めた。ということと通称の「玄簡」は、「簡ノ字ヲ以テ玄ノ字ニ合セタ」だけのものだった。しかし、「其後（翌寛政十年九・十月頃）先生ニ随ツテ姪濱ニ寓スルトキ、内山ヲ改メテ本姓ニ復」したと記している。「内山」姓は、十六歳からほぼ一年前後、仮に用いたもので、本姓は生涯にわたって「廣瀬」であったといつてよかつたのである。

第二項「名」の「簡」については、いま第一項で検討した通り、十六歳で亀井塾に入門する際に、藤左仲と議して

定めたものであったが、その時、第四項の「字」も「廉卿」と定められた。このこともすでに第一項で見たとおりであるが、この名字「簡」「廉卿」について淡窓は『懐旧』六の一連の記述の終りに、

簡廉卿ノ名字ハ、之ヲ用フルコト三十年、四十五歳ニ至ツテ建子基ト改ム。然レドモ、廉卿ノ字ハ、諸名家ノ詩文ニモノセタル故ニ、全ク是レヲ捨ツルニハアラズ、一ノ字トセリ。

と述べている。これは、「簡廉卿」の名字が気に入って、四十五歳の折、名字を「建」「子基」に改めるまでの三十年間にわたって用いたと言い、その後も全く捨ててしまったわけではなく、「一ノ字」として用いたといっているのであるが、四十五歳の折に名字を「建」「子基」に改めたというのは記憶違いで、正しくは文政二年三十八歳の時であったことが、『懐旧』十九文政二年四月九日の条の記事から分かる。

館林清記尾州ノ人松元餘三郎ヲ導イテ、来リ見エシム。篆刻師ニシテ、頗ル高手ノ由ナリ。黄鷺と号セリ。予ガ為ニ、名字ノ印二顆を刻ス。今存スル所ノ、廣瀬建印、子基ト云フモノ、是レナリ。此時予名字ヲ改ムト雖モ、未ダ世ニ公ニセズ。押印ハ猶舊稱ヲ刻セシヲ用ヒタリ。然レドモ終ニハ改メント思フヨリ、黄鷺ヲシテ此印ヲ刻セシム。數年ノ後、専ラ之ヲ用ヒタリ。

三十八歳の四月「簡廉卿」を「建子基」に改めたことが、この記事によつて確認できるが、文中で淡窓自身が、「此時予名字ヲ改ムト雖モ、未ダ世ニ公ニセズ」と言っていることが注意される。淡窓の意志決定が実行に移されるには、いづれの場合においても、かなりの時間を要したことが窺える。淡窓の一つの癖くせだったといつてよいように思われる。したがって、淡窓の事歴等々を考える場合、十二分にこのことを考慮しておく必要があるようである。また、いま一つ注意しなければならないのは、年数や年齢の誤りである。いま見た「廣瀬建印」「子基」印の作制年次文政二年が正しいとすれば、淡窓は三十八歳であり、『懐旧』六の十六歳で定めた名「簡」、字「廉卿」を三十年間用い、四十五

歳になつて名「建」、字「子基」に改めたという説明は、十六歳と三十年間にとらわれてしまったために、つい二つを足してしまい「四十五歳」という誤つた年齢が出てきてしまつたようである。ただし、三十八歳から十九年後の天保九年、淡窓五十七歳の折に出版された『天保三十六家絶句』の中の淡窓は、

「南梁先生廣瀬元簡字廉卿豊後人著
有遠思樓集」のごとくに紹介されており、二十年近く経ても、元（三元）は「玄」の誤り）簡、

廉卿が活用されていたことが知られ、「三十年」近く用いたという淡窓の記述は、こうした事実に基づいていたものだったというべきであろう。最後にいま一つ、通称の「玄簡」を二十歳までの四年間程用いていたことが、前引『懐旧』六の「内山ヲ改メテ本姓ニ復ス」と記したあとに続く文中に「帰家シテ弱冠ニ至リ、玄簡ヲ改メテ求馬ト称ス」とあることより知ることができる。なお、いま引用した『懐旧』の欄外頭註に「俗間有下以玄簡為先生終身之稱者上、先入為^レ主、俗耳最甚。」とあり、「玄簡」も制限付きの使用であつたといつてよかつたことが分かる。

第三通称の「寅之助」でまず注意したいことは、「寅之助」は幼名で、その幼名を十五歳までそのまま通称に用いていたことである。このことは、すでに第一姓の項で見た『懐旧』六寛政九年十六歳の条の記事「十五歳ニ至ツテ名字未ダ定マラズ」から推測できるが、このことは寛政九年三月二十六日付の聖印尊者（釈法幢）宛書簡の署名に「廣瀬寅之助」とあることによつて裏付けられている。「玄簡」と改めたのは、まさにこの時点、十六歳だつたといえる。この幼名「寅之助」の命名の由来についても『懐旧』一天明二年四月十一日の条に、

予カ幼名寅之助ト云ヒシハ、官府ノ元占もじめ清島藤右衛門ト云フ人ノ名ケラレタルナリ。先考官府ニ出入シテ、清島氏ニ親シカリシ故、彼人ニ名ヲ乞玉ヒタリ。寅ノ歳ニ生レタル故ニ、カク名ケラレタリ。

のごとくに記されている。「寅之助」の通称が、十六歳の時「玄簡」に改められたことについては第一「姓」の項で、また、二十歳の折に、「玄簡」を「求馬」に改めたことについてもすでに第二「名」の項で触れたが、通称「求馬」

の最も早い使用例は、現在のところ三十歳の文化八年閏二月十三日麻生伊織宛書簡の署名である。この「求馬」の通称は、安政三年四月の「申極之記」⁽¹⁰⁾までの三十七年間にわたって用いられたことが分かる。

第四「字」の項の「廉卿」「子基」については、第一「姓」・第二「名」および第四「字」の項において、両者ともに詳しく検討したので、いま繰り返さないが、字「廉卿」は寛政九年十六歳より天保九年五十七歳までの四十一年間、同じく「子基」は文政二年三十八歳より死没する安政三年七十五歳までの三十七年間用い続けたことが考えられる。現在廣瀬文庫に残されている淡窓の遺墨類九七点を見ると、この「廉卿」と「子基」の落款印が、ともに落款印の第二番目（下位）に使用されていることが分かる。また、「廉卿氏」は朱文・白文があり上位の落款印「廣瀬簡印」と組み合わせられた二パターンがあり、「子基」の場合は、「子基氏」（朱文二例）、「子基父」（白文一例）、「子基」（朱文四十六例）の三種と上位の落款印「廣瀬建印」がそれぞれ組み合わせられたものが都合七パターンあることが分かる。ついでに言えば、これらに加えていま一種一文字の落款印「廣」（上位）「建」（下位）を組み合わせたものが七例で白文の太・細の二パターンがある。

以上、十一種、二十二顆が淡窓が用いた落款印の全てである。【落款印一覽】
第五号の項で、まず書き加えなければならないのは、「亀林」の号を「淡窓」の前に置くことである。幼時「亀林」の俳号を持っていたことについて、淡窓自ら『懐旧』一天明三年二歳の条に詳述している。⁽¹¹⁾

此歳王父（廣瀬家三祖淨之、始め十作、後久兵衛、俳号桃之。寛政五年八月十六日没八十歳）七十ノ賀筵アリ。
伯父（四祖即淨、平八、貞高。俳号月化、また秋風菴。文政五年正月晦日没七十六歳。）予二代ツテ、發句ヲ作り、予ガ手ヲ取ツテ書セシメ玉ヘルモノ、後年存セリ。末ニ亀林拝トアリ。幼時亀林ト號ス。何人ノ名ケ玉ヒシニヤ、

淡窓の改号（井上）

廣瀬建印／子基氏(2種)



白文 1.8×1.8(上)
朱文 1.8×1.8(下)
157のみ

白文 1.9×1.9(上)
朱文 1.9×1.9(下)
104ほか33例

廣瀬簡印／廉卿氏(2種)



白文 2.6×2.7(上)
朱文 2.6×2.7(下)
屏風1のみ

白文 1.4×1.4(上下)
81ほか8例

落款
廣瀬簡印／廉卿氏
廣瀬建印／子基氏
廣瀬建印／子基父
廣瀬建印／子基
廣／建

落款印一覽
付関防印荅陽(二種)

廣瀬建印／子基(4種)



白文 1.1×1.1(上)
朱文 1.1×1.1(下)
191ほか4例

白文 1.7×1.8(上)
朱文 1.7×1.9(下)
17-1ほか8例

白文 1.6×1.7(上)
朱文 1.7×1.9(下)
80ほか15例

白文 1.8×1.9(上)
朱文 1.9×1.9(下)
94-1ほか19例

白文 1.3×1.3(上下)
88のみ

廣瀬建印／子基父(1種)



荅陽(2種)



朱文 1.4×0.6
191ほか5例

白文 2.0×1.1
94-1ほか20例

関防印
荅陽

廣／建(2種)



白文 0.8×1.0(上下)
179のみ

白文 1.0×1.0(上下)
79ほか6例

六七歳ノ時マテハ、之ヲ用ヒタリ。

とある。これによれば、淡窓は、二歳より六・七歳の頃まで、亀林の俳号で俳諧に携わっていたことになる。この記事を伝説的なものとして片付けてしまつてはなるまい。淡窓の俳諧との係わりは晩年まで続いていたことに注意しなければならぬからである。

次に第五号の「淡窓」号であるが、これについての詳細は拙稿「淡窓」号の諸問題¹²⁾に譲るが、「淡窓」号の初出は淡窓三十六歳の時であった。このことは『淡窓日記』下九 文化十四年十一月二十五日の条に「自¹³⁾撰¹⁴⁾十号¹⁵⁾。曰ク淡窓。曰青谿。曰九春。曰蘭窗。曰崎園。曰華陽。曰米山。曰文陽。曰南梁。曰東里。将^ス下^ニ待^ニツテ他日^一ヲ而定^ス上^レト之^ヲ。」と記している第一番目が「淡窓」であったが、六日後の十二月朔日の記事には、「除^ク淡窓・崎園・文陽・東里・米山ノ五号^ヲ。」とあつて「淡窓」号が除かれていた。これに代わるように翌年正月二十九日の条に「移^シ居^ラ於蘭窗^ニ、病勢頗^ル減^ス。」¹⁶⁾という記述があつて、病室の号に「蘭窗」を用いていたことを知ることができる。病室の号に「淡窓」は相応しくないと考えて、柔らかい優しい花の「蘭窗」に代えたかと思われる。しかし、三十八歳となつた文政二年九月、郡代より用人格として塾主に迎えられた淡窓は、病者に似合つた「蘭窗」を捨て、儒者・詩人としての塾主を連想させる「淡窓」の号に戻すということがあつたように思われる。塾主に幹旋したのがほかならぬ父桃秋であつたことを考えあわせると、「淡窓の記」の世界と重なり合つてくるのである。「淡窓」号の初出についていま一つ検討を要するものがある。それは三十二歳の文化十年六月二十三日より四十一歳の文政五年十二月晦日までの日記に、「淡窓」号が用いられ、『淡窓日記』と名付けられていることである。三十二歳の書き始めの時より『淡窓日記』と呼ばれていたのかどうか、稿者はむしろそうではなかったように思う。三十八歳の文政五年四月、郡代の用人格として塾主となることを父から強く促され、また「淡窓の記」を与えられて塾主となることを決意した、そのことを記念して、こ

これまでの十年間の日記に「淡窓」の号を付したのではなかったか。したがって、『淡窓日記』と命名されたのは、文政五年四月以降、十二月晦日迄の間であった可能性が高いように思う。

次に「華陽」号であるが、文化十四年淡窓三十六歳の折に定めた十号の第六番目に出てくるのが初出。この号の使用例は、『華陽館詩集』の「華陽」のみである。本集は、淡窓二十歳から三十三歳頃までの作品百九十首余を収めた本文墨付三十八丁の淡窓自筆の写本である。内題は『華陽館詩集』とあり、著者名は「豊後廣瀬建^{子基}。著」とあり、本文には、淡窓による朱此訂正と制作年令の書き込みが、半分強に施されている。「華陽」号の使用例は「華陽館」ともども他に見出しえない。

続いて第五号の「蘭窓」であるが、文化十四年十一月二十五日の「十号定め」よりわずかに二ヶ月を過ぎた時点で、自分の病室の名称に用いていた。『淡窓日記』巻十 文化十五年（文政元年）正月二十九日の条に、「移^ニ居^ヲ於蘭窓^ニ。病勢頗^ル減^ズ。」とあって「蘭窓」の号が、病室の名称に用いられたことが分かる。そしてこれに続く割り書きで、「蘭窓」の居室で、三事（摂生・勤業・修徳）に勉勵したが、眼疾となったこともあって、遂に懈怠を致してしまい、鬱的な病を克服することはできなかった、と記しており、「蘭窓」を廃止したのも案外こうした理由だったのかも知れない。他に使用例は見出し得ない。

次の「南梁」号は、三十六歳の時の「十号定め」の第九番目に置かれていたものであるが、この「南梁」の使用例は、天保九年正月刊の『天保三十六家絶句』¹⁸と天保十二年五月刊の『宜園百家詩初編』¹⁹に出てくる二例を得ているだけである。『天保三十六家絶句』上巻表紙見返しに記されている「三十六家」の一人として淡窓は「南梁」の号で掲げられており、下巻本文中の作者紹介欄では、「南梁先生廣瀬元簡^{字麻脚豊後人 著有遠思楼集}」となっている。ただし「元簡」は「玄簡」の誤り。天保八年九月に刊行された『遠思楼詩鈔初編』のことを、本書の序者斎藤謙や書肆河内屋儀助等は知っ

ていたことは疑いなく、遅くとも天保八年頃、淡窓が「南梁」号を使用していたことは間違いない。いま一例は、『宜園百家詩初編』巻五の野沢竜の紹介記事の中に見い出せる。「野沢竜 字子潜号「南梁」豊後日田人。○子潜 詩才美秀 淡翁愛之 以其号与之云」野沢竜の詩才を愛した淡窓が自号を野沢に与えていたことが分かるが、残念ながらその年時については不明である。

次に「青谿」について見てみると、すでに見たように三十六歳の折の「十号定め」の第二番目に置かれていたが、この「青谿」⁽²⁰⁾の使用例は二例。天保九年五十七歳の作と思われる五言律詩「病後雜詠」⁽²¹⁾に「青溪」とあり、また翌年の五月十四日付辛島春帆宛書簡の著名に「青溪」⁽²²⁾とある。「病後雜詠」を天保九年と推定したのは、詩題の「病後」が、天保八年冬の「疾患（小水不通）」⁽²³⁾を脱した翌年の春と考えられること、また詩の起聯「散步東西塾 仮眠南北楼」の「東西塾」が「長春菴」の東塾と、道路を挟んだ西塾のことであり、「南北楼」の「南楼」は、天保元年十二月七日に東塾の東の菜園に建てられたもので、「北楼」は、この頃旭荘が住んだ西塾の「夕佳楼」⁽²⁵⁾のことだったと思われる。病後の淡窓は、道を挟んだ東西の塾を廻り、また東塾の奥の南楼と西塾の北楼に仮眠の場所を用意していたと詠んでいたことになるが、「北楼」が仮眠の場所になりえたのは、旭荘が天保九年二月大阪へ上り、「夕佳楼」が空いていたからである。以上の条件を踏まえてみると、本詩の作制年時は、天保九年春と考えられる。したがって、この二例から「青溪」号の使用期間は、天保九年正月頃から天保十年五月十四日の辛島春帆宛書簡執筆時点までといえるが、この後使用される「荅陽」号の初出例が、天保十一年八月二十六日であることにより、「青溪」号がこの日直前まで使用された可能性は残ることになる。

三 苓陽への改号

「苓陽」号の初出は、「題^二迂言^一首^二」が書かれた天保十一年八月二十六日であるが、『醒斎日曆』の天保十一年八月二十八日の条には「迂言脱稿。迂言二巻。凡九十余葉。國字、文也。言經濟說。起草^一。十余日而成。若從政者。或採用其言^一。亦非徒作也。」とあつて、二日ずれるけれども、「題^二迂言

首^二」が執筆された日が、『迂言』脱稿の二日前だったと考えれば問題はあまい。このことよりも、ほぼ二年後の天保十三年七月六日付旭莊宛淡窓書簡の中で、「迂言ノ一書為^二信用ノ也^一」と書いていることが問題であろう。『迂言』が、「信用のため」に書かれたものとは、どういう意味だったのか、必ずしも判然としないのである。あえて推測を逞くすれば、天保十一年六月弟廣瀬久兵衛（この年五十一歳）が、府内藩の招聘に応じ、殖産興業を軸に、財政の改革に当ることになり、淡窓は経世の学をその任とする儒学者として、弟を背後から支えるべく、『迂言』の執筆を思い立つたのではあるまいか。『日曆』の割り書きにある「迂言、凡九十余葉。起^レ草稿^一して二十余日にして成る」という異常な急ぎ方が、こうした想像を掻き立てるのである。そこで、「題^二迂言首^一」の全文を五段（一〜四と奥付）に分けて掲げ、この淡窓の思いと、新たに採用することになる「苓陽」号との関係について考えることにする。

(一) 迂言ハ六篇ナリ。不^レ載^セ撰者ノ姓名^一ヲ。於^レ二人家^一所^レ鬻^ツ故紙^一中^一得^レ之^一ヲ。

(二) 書^ハ言^ニ經濟ノ之說^一ヲ。専^モ主^トシ列國^一ヲ。不^レ及^ニ天下^一ニ。蓋^シ成^ル於侯國ノ微臣ノ之手^一ニ。以^テ身^ハ不^レ在^ニ其ノ位^一ニ。不^レ敢^テ自^ラ顯^一也。

(三) 其ノ指^シ斤^ニ近^一時ノ病^一弊^一ヲ。多ク中^ニ事情^一ニ。至^ル論^ニ施^一設^一ノ方^一ヲ。則^チ有^レリ可^レナル行^イテ焉。有^レリ不^レ可^レナラ行^イテ焉。以^テ迂^ヲ為^レ名^ト。可^レ謂^フ善^ニ於^レ自^ラ處^一スル^ヲ矣。

(四) 編一次ハ錯一乱シ。又有ニ散失一スル。頗^{すこぶ}加^レ修^レ理^ト。命^ジ侍^一史^ニ膳^シ之^ヲ。以^テ為^ス張^一中^ノ之^秘也。觀^ル有^ル昇^平二百^ノ之^語。則^チ其^ノ人^距レ^ルコト。今^ヲ未^ダ遠^{カラ}。或^ハ存^シテ在^{ラン}世^ニ。恨^ムラクハ不^ルコトヲ一^タ見^エ之^ニ以^テ尽^ス其^ノ蘊^也。

奥付 庚子仲秋稔六日。⁽³⁰⁾ 芥陽幽人廣瀬建書^ニ於梅花塢淡函之下^一。

第一段から見ていくと、本書には「撰者ノ姓名」がないことを強調し、その理由は本書がある「人家」より「鬻」りに出された「故紙」の中から得たものだからであると記しているが、これは『古文孝経』が、孔子の旧宅の壁の中から出てきたという故事を意識して書かれたものであることは明白である。

続く第二段では、この書は経世をといたものであるが、専「列国(藩国の意)」を対象としたもので、「天下」を論じたものではない。こうした内容であることを考えると、本書の著者は、「侯国(藩国の意)」の末端に居る身分の底い儒学者で、その地位の底さの故に自らの姓名を明らかにしなかつたと言ひ、淡窓の身分が百姓で、郡代所の役人(用人格)として出仕しているという意識が、ここに滲み出ているように思う。

次の第三段では、近・現代の諸藩が抱える社会の「病弊」についての指摘、また、それらの「事情」についての説明も多岐的の中しており、かつ、それらの問題に対する施策についても論じられてはいる。ところがそれらを見てみると、実行できるものと実行できないものが混じっており、これでは世事にうとく役に立たないという意味の「迂」を书名とするのがよいだろう、読者は勝手次第に読むのがよいと記している。なお、別本「題二迂言首」では、「可レシ謂^フ善^シト於^テ自^ラ處^スル^ヲ矣」の下の割書の評語に「為^ス旁^観ノ語」。抑揚有^レ趣。」とあることより、「何も為すことなく傍観しているに等しい」の意に解釈してよいように思う。

結びの第四段では、本書の編集は滅茶苦茶で、しかも散逸している部分もあつたので、頗る多くの文章に修理を加えた。そして侍者に謄写させ、帳の内に秘しておいた。いま改めて読んでみると、冒頭に「昇平二百年」とい

言葉があつて、この著者はそんなに遠い昔の人ではなく、あるいは今も生きている人であるかも知れない、と思うとその人に直接会つて、その蘊蓄を心ゆくまで聞く機会を持つてなかつたことが悔まれてならない、と記している。

そして「奥付」は、「庚子仲秋稔六日（天保十一年八月二十六日）」と日付があつて、続けて「苓陽幽人廣瀨建」という著者の別号と名字があり、さらに「書_二於梅花塢淡窓之下_一。」と、著者の居場所までもが書かれていたのである。

さてこの「題_三迂言_一首_二」の一文はどのように読まれるべきなのか。第一段の「故紙_{ほっし}」の中から出てきたいという説明は、儒学者らしい故事を使つた著作者を隠すための偽装であつたことは明らかであり、続く第二段の、著作者が本書のごとき書物を書くに価しない身分の者といつたこだわりも、実は著作者を隠す装置であつたことは明らかである。だが奥付けには著作者の書齋（居場所）を「淡窓」と書いている以上、第一段より儒学者「淡窓」が容易に類推され、また第二段で「経済（経世）」を説いた書物であること、そしてその著作者が豊後の者であることを知るや否や、読者には、日田郡代に仕える用人格の儒学者「淡窓」が直ぐに連想されたはずである。次の第三段では、近時の社会の「疲弊」を指摘しながら、その打開策としての「施策」の頼りなさを言っていることになるが、その裏には著作者の本心が見え隠れしているようであり、また書名に「迂」という文字を冠したことにについても文章家淡窓の面目躍如たるものがあるといつてよいであろう。ということになれば第四段で今も生きていて不思議ではない老人が編集に力を入れ、散失を補う大掛りな「修理」作業を行ったのは、「だれでもない私（淡窓）だ」といつているに等しいことになる。自分を隠すつもり偽装の効果をほとんど失っている文章に続けて「庚子仲秋稔六日苓陽幽人廣瀨建書於梅花塢淡窓之下」という奥付けが書き入れられたのである。なぜこのような書き方、つまり姓名「廣瀨建」を中に据えて、上に新号「苓陽」、下に旧号「淡窓」を書くという書き方をしたのであるか。この書き方を見てみると、『迂言』の著者「苓陽」なるものは、あの『遠思楼詩鈔初編』の著者「淡窓」であるが、私の本業は儒学であつて、

この『迂言』は経世の学の一端を世に示したもので、今日以降、真の儒学者を目指して「修徳」に勤めることを願う自分に相応しい号として撰んだのが「芥陽」であるのだというメッセージを読みとる必要があるように思う。淡窓は、『遠思楼詩鈔初編』を刊行することで、父親の「声名ヲ世ニ伝ヘ」よという切なる願いの万分の一は成就することができたといひ、また旭莊が伝えてくれた『遠思楼詩集初編』大流行の様子、茶山・山陽集より「遠ク其上ニ出⁽²²⁾」て、両者の「不⁽²³⁾レ及コト遠シ」という情報に驚喜し、現代漢詩人の第一人者となりえたことを自認したことが推測される。しかし同時に、淡窓は「予何ノ徳アリテ此虚誉ヲ得ルヤ」との自問自答をも発していた。淡窓は、まだ「徳」を充分身につけているとは思えない自分が、詩人として「声名」を得ているのは「虚誉」といわざるをえないのだと、自分に言いきかせていた。いい換えれば、淡窓は「虚誉」に惑わされている自分に気付き、強く反省させられたのである。こうした反省を促したのは珮川の詩評であった。珮川は『遠思楼詩鈔初編』末尾の「夜雨寮」詩の後に、本集の総評ともいふべき一文を寄せていた。⁽²⁴⁾

諸作皆実境実事。辞切⁽²⁵⁾ニ情摯⁽²⁶⁾。而シテ自ら有⁽²⁷⁾リ高閑淡遠處⁽²⁸⁾。可⁽²⁹⁾レ想⁽³⁰⁾イ見⁽³¹⁾ル其為⁽³²⁾レ人矣。(中略)所⁽³³⁾レ得⁽³⁴⁾ル豈⁽³⁵⁾ニ唯⁽³⁶⁾ダ詩法の⁽³⁷⁾みナランヤ⁽³⁸⁾。而已⁽³⁹⁾哉。

珮川は、淡窓詩には、「高閑淡遠」なるところがあり、また作者の「為人⁽⁴⁰⁾」が自ずと見えていと述べていた。この評は、『遠思楼詩鈔初編』に淡窓の確かなる達成があることを言ったものであり、また、この評によって淡窓が達成感を得たことも確かである。しかしこの達成感を得たことで、逆に「虚誉」の問題が大きくなってきたことも事実であろう。この「達成感」と「虚誉」との間で揺れる淡窓に、向うべき道を示唆してくれたのも、珮川評の「所⁽⁴¹⁾レ得⁽⁴²⁾ル豈⁽⁴³⁾ニ唯⁽⁴⁴⁾ダ詩法の⁽⁴⁵⁾みナランヤ⁽⁴⁶⁾」であった。珮川は、淡窓の詩には、詩における達成が認められるだけでなく、儒学を窮めた人間性の達成をも見ることができるといつていたのである。しかし、淡窓は「儒者としての達成を見ることができ

と評されたことで、逆に詩に比して儒学者としての人間性の達成が未だしであることを痛感させられることとなり、儒学者としての「修徳」の道に勤めなければならないことを強く自覚させられたのである。淡窓は珮川評からの示唆によつて、本来の儒学者としての「修徳」に取り組み、天保十一年八月二十八日経世学の実践として『迂言』を脱稿した。そしてその著者名として廣瀬建の姓名の上に「苓陽」号を置いたのである。この措置は、詩人淡窓ではなく儒学者淡窓、すなわち「真儒」を目指す儒学者「苓陽」なのだという意識に基づくものだったことが、『迂言』末尾の儒者三等論³⁶から推測できる。淡窓は「儒者ニ俗儒・迂儒・真儒ノ三ツアリ」として、第一の「俗儒」とは、古今の書中の事は一つとして今時用うべき事なしとして一切触れず、世俗のするままですます、書を読んだだけの俗人と全く変らない者をいうとし、第二の「迂儒」とは、俗儒の一等上で、学ぶ所を今日の事に施さんとするが、才力足らず、智略練れず、する事迂遠になり、事情にはずれ、時宜を失う者をいうとする。第三の「真儒」については、「遥^{はるか}ニ其上ニシテ、已ニ和漢古今ノ同ジキ所ヲ知り、又其異ナル所ヲ知ル。故ニ施シ行フベキ所ハ是ヲ行ヒ、行ハレ難キ所ハ不^レ行。其学問熟シ、其才知練レタリ。（中略）是古ノ君子儒ト云フモノ、（中略）百千人ノ中ニ。唯一二人ヲ得ベシ（中略）国家ノ重^{おもき}ヲ荷^{おこ}ハシメントナラバ。真儒ニ非レバ不可ナリ。」と理想の儒者像を説いていた。この文章を読むと、「題^ニ迂言ノ首^ニ」の偽装の意味はないことになりかねないが、『迂言』執筆開始時の緊張感を考えてみると、必要な装置であったことは認めなければならないであろう。しかし、『迂言』末尾で「真儒」論が展開されていることを考えれば、淡窓は自ら「真儒」への道を進むことを決意していたということができよう。このことは、先に見た「迂言脱稿」時の記事に述べている「若^シシテ^レ政^ニ者。或^ハ採^ニ用^セ其^ノ一言^ヲ。亦非^ニ徒作^ニ也。」³⁷という淡窓の密かなる期待とも合致しているといえるからである。とはいえ本書が内密の書であったことは、その写本の少なさが証明している。自筆写本とは別に三本の写本が作られたかと思われる。その内の第一本はすでに見た事情から考えて脱稿と同時に弟久兵衛に

送られたと考えられる。第二本は、『文稿拾遺』の「題_ス迂言_ノ後_ニ」の文章⁽³⁸⁾「迂言_ハ帳中_ニ所_レ秘_{スル}。未_ダ嘗_テ妄_ニ示_レ人_ニ。佐藤翁_ハ樂_ミ善_ラ好_ム学_ヲ。故_ニ以_テ一_編ヲ贈_ル之_ヲ。要_{スル}ニ宜_{ベシ}下_ニ與_ニ一_ニヲ同好_ト共_ニ上_レ之_ヲ耳_」から、佐藤翁へ送られたことが分かるが、残念ながら佐藤翁については不明である。しかし、「樂_シミ善_ラ好_ム学_ヲ」信頼できる人物であったことは間違いない。第三本は、『迂言』脱稿後二ヶ月余の天保十一年十一月五日の『醒斎日曆』の記事に「発_下与_{ツル}謙吉_ニ書_ヲ。近_聞奇_談」⁽³⁹⁾とあることにより、この日旭荘に送られたことが分かる。旭荘は本書の写本を作り、天保の改革の重要なメンバーだった羽倉簡堂へ呈出していたのである。天保十三年七月六日付旭荘宛淡窓書簡に「迂言_ノ一書、為_ニ信用_ノ作_ル者也。公儀_ニ対_{シテ}不忠_ノ事_ハ一言_モ無_レ之_ト雖_モ(中略)、公(羽倉簡堂)東都_ニ御持参有_ル之_レ共、閣老其_ノ外譜代_ノ之_方江_ハ、御伝示_ナキ方安心_ニ候。」とあり、羽倉簡堂が幕政改革の参考にしようとしていることを知り、ますます自信を深めていることが読み取れる。繰り返しになるが、天保九年六月『遠思楼詩鈔初編』の大流行の報を得た淡窓は、以後いよいよ儒学と詩文による自己の「修徳」に勤め、五十七歳から六十五歳にかけての八年間に、天保十一年八月『迂言』脱稿・天保十二年七月『宜園百家詩』刊行・同年十一月『義府』脱稿・弘化二年二月『析玄』官許取得・弘化三年七月『遠思楼詩鈔二編』成稿と精力的に著述を重ねると同時に、一方では、六十一歳の天保十三年九月に大村藩の招請に応じて講義に赴き、二年後六十三歳の九月には府内藩へ、さらに翌年六十四歳の弘化二年には、二月に大村藩、五月に府内藩へ講義に出掛けていた。こうした経世学の実践が、「真儒」への過程であったことは疑いないであろう。こうした六十五歳当時の心境を『進修録』弘化三年八月二十六日の記事に、「告_ルニ祖先_ニ以_テ自_ラ新意_ヲ。」と記し、「新意」とは「從來_ハ專_ニル意_ヲ文辞_ニ。今後_ハ將_下以_テ修徳_ヲ為_上レ事_ト。」と述べていた。⁽⁴⁰⁾五十七歳から八年間の「文辞」への専念を経て、いよいよ「修徳」に勤めるとの「新意」を祖先に誓っていた。この誓いは、「真儒」への誓いと同義であったと考えられる。

嘉永元年（二月十八日改元）正月、六十七歳を迎えた淡窓は、日録を『進修録』から『再修録』に改め、元日の記事の中で改名の理由を「進修ノ多日ハ費ニス研精ニ。万善如レクニシテ成ルガ却テ未ダ成ラ。今後頂ラク加ウ一層ノ力ヲ。唯要ニス真実ヲ不レ要セ名ヲ。日曆所三以ナリ改ニムル名ヲ再修ト也。」と説明していた。⁽⁴³⁾『進修録』の時代、天保十二年から弘化四年迄、私は「研精」に勤めたが、残念ながら人間性の完成を目指した「万善簿」は、いまだに出来ていない。今後一層の努力をしたい。ただし、その「要」は「真実」を求めることであつて、「名」は「不要」である。『再修録』では、この「真実」を求めることを実践したいと記したのである。この淡窓の老いてあくなき自己探求の姿は、門人間に直に伝わっていたと考えられる。嘉永元年十一月刊『遠思楼詩鈔二編』所載の「府内雑詩三首」に付されている小林安石の淡窓評がこのことを伝えている。

詩ハ過ニバ円熟ヲ。易シク陥ニ類唐ニ。香山放翁猶不レ免ト。独リ作者（淡窓）小心清潔。活キテ而不レ滑シ。豈非ニザルヤ居レテ敬ニ行レテ簡ヲ者ニ乎。

安石は、淡窓を『論語』「雍也」の「敬に居て簡を行ない、以て其の民に臨む」という教えを実践できている人だと評価していたのである。かくて淡窓の評価は「真儒」に極つたということができよう。

ところが、天保十一年の「苓陽」初出から五年を経ても使用した様子はなく、二例目は六年後の『進修録』弘化三年十二月十八日の「苓陽語録二巻成。^{凡四十一葉。}」の「苓陽」であつた。ただし、この書は所在不明で、出現が切望される。三例目は、翌弘化四年二月成稿『夜雨寮筆記』の口述者名にある「苓陽先生口授」である。「苓陽先生」の呼称が塾内で普通に用いられていたことが分かる。翌年正・五月の久兵衛宛、同年十一月の青邨宛書簡に「苓陽」の署名があり、身内でも用いられていた。嘉永二年七月刊『撰西六家詩鈔』収載の「苓陽詩稿」以降広く用いられ、安政元年刊『宜園百家詩二編』の淡窓紹介の記事は、「字子基。一字廉卿。号ニ淡窓」。又号ニ苓陽。称ニ求馬。日田

人。先生過⁽⁵¹⁾七十。静生自修。不⁽⁵²⁾役⁽⁵³⁾意筆翰。録⁽⁵⁴⁾集外ノ佚詩⁽⁵⁵⁾」のごとく説明されていた。嘉永二年刊『老子摘解』には「苓陽廣先生⁽⁵⁶⁾」、安政三年六月刊の『淡窓小品』内題では「苓陽先生著⁽⁵⁷⁾」となっていた。安政二年夏、廣瀬本家当主雨窓に遺訓を与えているが、その落款は「苓陽建⁽⁵⁸⁾」であった。したがって、自ら記した墓誌銘が「苓陽先生。諱建⁽⁵⁹⁾」で書き始められていたことはきわめて自然なことだったのである。

最後に、六十一歳から「苓陽」を関防印に広く使い始めていたことに注意しておきたい。天保十三年六十一歳の三月、師昭陽七回忌の墓参の折の書幅類に使い始め⁽⁶⁰⁾、翌々年九月の大村出講の折、また翌六十四歳四月の大村再出講の折の書幅⁽⁶¹⁾にも用いていた。墓前で師の「龍榮」に思いを至し、「苓陽」を名乗ることを密に告げ、関防印として使い始めたのではなかったか。「苓陽」号の使用を師の霊に告げることは、「真儒」への「修徳」を誓つてのことだったはずである。

〔注〕

- (1) 中島市三郎「苓陽の名と実」『咸宜園教育発達史』262～263頁 昭和48・11
- (2) 『増補淡窓全集』上巻所収102～103頁。昭和46・2思文閣(以下『全集』上と略す。)
- (3) 英彦山神宮は、明治初の神仏分離までは靈仙寺の寺号を有していた。『福岡県の地名』「英彦山神宮」(平成16・10平凡社)
- (4) 『華陽館詩集』所載七律「送⁽⁶²⁾三人ノ登⁽⁶³⁾ル彦山⁽⁶⁴⁾二首」の第一首。廣瀬先賢文庫9・1・20
- (5) 長澤規矩也監修 長澤孝三編『改訂増補漢文學者總覽』平成23・10汲古書院(以下『總覽』と略す)
- (6) 『全集』上69～71頁。

- (7) 『全集』上240頁。
- (8) 『廣瀨淡窓資料集書簡集成』大分県先哲叢書 平成24・3 大分県先哲史料館編集（以下『淡窓書簡集成』と略す。）
- (9) 『全集』上1頁。
- (10) 『淡窓書簡集成』171～172頁。
- (11) 『全集』上3頁。
- (12) 拙稿「淡窓」号の諸問題―桃秋の俳文「淡窓の記」より―『雅俗』第十八号 令和元年七月
- (13) 『全集』中116頁。
- (14) 注13に同じ。
- (15) 『全集』中122頁。
- (16) 廣瀨先賢文庫蔵 9・1・20
- (17) 注15に同じ。
- (18) 廣瀨先賢文庫蔵 咸27・14 1～3
- (19) 廣瀨先賢文庫蔵 30・12 1～8
- (20) 「青谿」の表記は注3の『淡窓日記』のみ。
- (21) 『廣瀨先賢文庫掛軸関連目録』296 番篇額。
- (22) 『淡窓書簡集成』往信 110 88頁。
- (23) 『全集』下『醒斎日曆』十三 天保八年十月二十一日 627頁。

- (24) 『全集』上『懐旧』二十九 382頁。
- (25) 『全集』下『懐旧』十七文化十四年二月二十一日の条に「西北ノ楼ハ。謙吉カ時ニ至ツテ。修理ヲ加ヘ。席ヲ敷キ。夕桂楼ト称セリ。」とある。215頁。
- (26) 『全集』中 1頁。
- (27) 『全集』下「醒齋日曆」二十 741頁。
- (28) 『淡窓書簡集成』往信138 110頁。
- (29) 廣瀬正雄著『贈従五位廣瀬久兵衛傳』(昭和4年12月刊、平成24年6月復刻) 44頁。
- (30) 『淡窓小品』上所載の別本「題『迂言ノ首』」の奥付は、「庚子仲秋稔書」とあって、「六日」以下の十文字は削除されている。『全集』中8〜9頁。
- (31) 『迂言』「国本一」に「二百年干戈ヲ用ヒザルコト。未タ曾テ聞カズ。」とある。(全集中1頁)
- (32) 『懐旧』三十八 天保八年九月『全集』上506頁。
- (33) 天保九年六月十四日『懐旧』四十『全集』上527頁。
- (34) 注33に同じ。
- (35) 天保九戊午年秋八月癸兌 河内屋茂兵衛他4肆。『遠思楼詩鈔初編』下40ウ丁〜41オ丁。廣瀬先賢文庫蔵9・2・6(2)
- (36) 『全集』中『迂言』「雑編六」57〜59頁。
- (37) 注27に同じ。
- (38) 注29に同じ。

- (39) 『全集』上「文稿拾遺」 17、18頁。
- (40) 『醒齋日曆』二十『全集』下 748頁。
- (41) 往信 138 廣瀬旭莊宛 『淡窓書簡集成』 110頁。
- (42) 『進修録』十二『全集』下 977頁。
- (43) 弘化五年正月元日『再修録』一『全集』下 1027頁。
- (44) 『遠思樓詩鈔二編』嘉永元年十一月刻成。浪華書林 河内屋茂兵衛他 2肆 下卷 24丁ウ。架蔵本による。
- (45) 金谷治訳註『論語』 岩波文庫 75、76頁。
- (46) 『進修録』十二『全集』下 986頁。
- (47) 『夜雨寮筆記』乾卷一・卷三「荅陽先生口授」、同卷四「荅陽先生著」。廣瀬先賢文庫蔵 9・1・1（1・2）
- (48) 『淡窓書簡集成』 往信 177・186・187
- (49) 『撰西六家詩鈔』 廣瀬先賢文庫蔵一般書 詩 2・11（1、5）
- (50) 『宜園百家詩二編』卷二 廣瀬先賢文庫家言書 30・13（1、6）
- (51) 『老子摘解』 半刊二冊 廣瀬先賢文庫蔵 9・2・2（1・2）
- (52) 『淡窓小品』 半刊二冊 廣瀬先賢文庫蔵 特 2（1・2）
- (53) 『廣瀬先賢文庫掛軸関連目録』 112軸。
- (54) 『掛軸目録』 157・283 | 10・161軸。
- (55) 『掛軸目録』 183軸。
- (56) 『掛軸目録』 151頁。